

平成 28 年度 社会福祉法人敬和会経営方針及び事業計画

法人経営方針

I. 基本理念

「 利用者に希望と安らぎを 職員に笑顔とやりがいを 地域に感謝と貢献を 」

II. 行動指針

1. 私たちは、常に利用者の立場にたって、笑顔で支援します。
2. 私たちは、自ら夢と希望のある職場づくりをします。
3. 私たちは、地域から信頼され認められる職場を目指します。

III. 基本方針

[共通事項]

1 福祉サービスの質の向上

- (1) 利用者の人権を尊重し、自己決定と選択、権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスに努めます。
- (2) 常に利用者の立場に立って、利用者の方々や家族の方々と充分話し合い、満足のいく個別支援計画を立て、利用者一人ひとりに合った適切な支援を行います。
- (3) 利用者が楽しく、生き生きとした生活ができるよう生活環境・ケア環境の整備に努めます。

2 人材育成と働きがいのある職場づくり

- (1) トータルな人材マネジメントの実現へ向け、職員処遇の向上と職員育成の充実を図ります。
- (2) 職員の専門知識の習得、技術の向上のために、体系的な教育・研修の充実を図ります。
- (3) 職員参加の機会を増やし、円滑なコミュニケーションのもと、職員が仕事を通じて成長と達成を実感できる職場づくりを進めます。

3 地域の福祉ニーズへの対応

- (1) 地域社会の福祉システムの構築に主体的に関わり、障害児から介護を必要とする高齢者まで様々なニーズを有する人々に対する支援の拠点たる役割、機能を担います。
- (2) 地域における様々な福祉関連機関との連携・協働を主導し、地域にある様々な生活課題、福祉課題に率先して取り組みます。

4 相談支援体制の充実

- (1) 支援を必要としている方々がどのような生活を望んでいるか、そのためには、どういう支援を必要としているか、相談者の立場に立って、福祉サービスの選択や利用の仕方について自己決定ができるよう支援します。

[障害者部門]

1 利用者本位のサービスの提供

- (1) 障害のある方一人ひとりの個性や特性を生かした社会参加や自己実現のために家族と連携して支援を行います。
- (2) 就労支援事業のあり方を検討し、利用者にとって生きがいのある活動メニューを提供します。

2 就労支援事業の収益向上・工賃アップ

- (1) 就労支援事業の各事業について採算性やコストを意識した経営を目指し、不採算事業の再構築を図ります。
- (2) 利用者の方々一人ひとりの能力に応じた作業メニューや利用者がやりたいと思う仕事の確保を図ります。

3 一般就労支援の強化

- (1) 一般就労支援を敬和会の特色として位置づけ、就労移行支援事業を強化し、関係機関との連携を図り、企業実習

の機会を増やすなどし、希望する利用者の方々の一般就労を促進するとともに、就職後の職場定着を支援します。

- (2) ジョブコーチを中心に、ハローワーク、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等と緊密な連携のもと、離職者の就労支援に努めます。

4 地域生活への移行と地域生活の支援

- (1) 利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。
- (2) 利用者の高齢化や核家族化に伴い、利用者の方々の意思や人格を尊重し、グループホームへの移行等、利用者の立場に立った適切な支援に努めます。

[障害児部門]

1 利用者の健やかな成長と安定した日常生活

- (1) 利用者が健康で楽しい生活が送れるよう、清潔で安心安全な生活環境を提供します。
- (2) 利用者ご家族の意思や人権を尊重し、発達に応じた適切な支援に努めます。

2 専門分野のスキルUP

- (1) 職員の資格保持者によるOJTや専門性のある外部研修を積極的に参加し、療育に関わる専門分野の支援方法のスキルUPに努めます。

3 各関係機関との連携

- (1) 児童発達支援センターとして、子どもたちの療育について、重層的な支援体制を構築できるよう各関係機関と連携をとり、保育所等訪問支援・相談支援等を充実させ、地域に貢献します。

[高齢者介護部門]

1 地域密着型サービス事業者の特長を活かしたサービスの提供

- (1) 身近な地域で、地域や家族の方々との結びつきを深めながら、自立した日常生活が送れるよう支援します。
- (2) 入居の方々一人ひとりの尊厳を守るとともに個人の生活スタイルを尊重し、明るく家庭的な雰囲気のもとで一人ひとりの状況に合った介護ケアを提供します。

2 居宅介護支援や通所・訪問介護、ショートステイの連携

- (1) 介護サービスを必要とする方が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような介護サービスを提供するとともに、家族の方々の身体的かつ精神的な負担の軽減を図ります。

IV. 重点目標

1 福祉サービスの質の向上

- (1) 提供しているサービスについて、課題点と改善点を職員で共有し、福祉サービスの質の向上に取り組む。

2 経営基盤の強化

- (1) 社会福祉法人制度改革及び第三者評価を念頭に置いた福祉サービスの在り方等を検討し実践する。
- (2) 幹部会議や主任会議等を充実させ、諸課題に対し、迅速かつ有効的な解決策を講じる。
- (3) ガバナンス強化とコンプライアンス遵守を徹底する。

3 人材育成の強化

- (1) 人材不足に備え、職員採用方法の検討から人材育成までの一貫性のあるマネジメント体制を構築する。

4 就労支援事業の見直しと改善

- (1) 経営分析を行い、綿密な事業計画書を作成して、経費の節約や不採算部門の見直しを行い、就労支援事業の黒字化を目指す。
- (2) 製造から販売管理、仕入れから在庫管理、又、衛生管理に至るまで徹底した事業管理体制を構築する。

障害者支援施設 知覧育成園

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて設置された指定障害者支援施設であり、利用者の自立及び地域共存、社会参加を行うために必要な生産活動・生活上の訓練、創作的活動及び職業の提供を適切に行うことで、社会経済活動への参加を促進することを目的とする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設支援を提供できるように努める。

2. 運営方針

(1) 施設入所支援事業 (50名)

主として夜間において、入浴・排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を提供する。

(2) 生活介護事業 (34名)

常時介護の必要な方へ、日常生活上の支援（排泄・食事支援等）を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を通じて、身体機能及び生活能力の向上のための相談・助言や、必要な援助・支援を提供する。

(3) 就労移行支援事業 (6名)

一般就労を希望する方へ、生産活動、職場体験、その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の職場開拓、就職後の職場定着のために必要な相談・支援を提供する。

(4) 短期入所事業 (6名)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設へ短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。

3. 保健衛生・健康管理

- ① 居室の整理整頓・換気、作業服他衣服の清潔保持、寮及び施設内の環境美化に努める。
- ② 医師・看護師との連携の下、利用者の健康維持及び健康状態に応じたの必要な措置を講ずるとともに、健康診断、検診を行い、病気等の早期発見・治療を行う。
- ③ 日頃から感染症の発生動向を把握することで施設内感染症予防に努めるとともに、発生時の早期対応及び感染拡大防止のための必要な措置を講じる。また、昨年度の感染性胃腸炎の蔓延を猛省し、職員研修等により職員個々が感染症への意識を高める機会を作るとともに、利用者の体調管理及び変動への対処を迅速に行うことで、感染の予防並びに蔓延の防止に努める。

4. 給食・栄養管理

- ① 給食会議、嗜好調査等を通じて利用者のニーズを取り入れるとともに、栄養面を考慮しつつ献立・味・盛り付け等の工夫をすることで『楽しめる食事』を提供して残食の減少を目指し、健康の維持及び増進を図る。また、朝・昼・夕食のバランス及びコスト対効果を常に意識した献立作成を行う。
- ② 利用者の健康状況・病状・摂食状況等を考慮した食事の提供を行い、各人の病状回復に努める。
- ③ 季節・地域に合った食材・メニューを取り入れるとともに、給食だより等を活用して食の楽しみを伝えられるような食事提供を行う。

5. 防災計画

防災計画を策定し、定期的に避難及び救出に関する訓練を行うとともに、火災発生の危険のある場所の定期的検査を行い、事故及び災害を未然に防止する。また、施設内物品の適正な配置及び整理整頓に努めるとともに、機械器具の安全管理及び取扱技能を習熟し、安全且つ効率的な作業が行えるよう配慮する。

6. 関係機関との連携

県障害福祉課，市町村福祉課，県知的障害者更生相談所，障害者職業センター，その他関係機関並びに学校及び利用者の家庭等との連絡を密に行い、円滑且つ効率的な運営が行えるよう努める。また、法人内各事業所との連携の下、利用者個々の意思・希望等を尊重したより良い支援の行える環境作りに努める。

7. 本年度の重点目標

(1) 福祉サービスの質の向上

各種行事・活動の計画及びプログラムの充実化を図るために利用者アンケートを実施し、ニーズを汲み入れた計画の立案・実施、実施後の意見の収集をすることで、何を望んでいるのか、それをどう手助けできるのかを常に考え、それぞれのニーズに応じた支援を目標にする。また、利用者の人権の尊重と虐待の防止を第一に、自己決定と選択，個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供を行う。

- ・利用者個々のアセスメント及びモニタリングを重視し、様々なニーズに応じた支援目標並びに計画を立案するとともに、ケース会議等による職員間の情報共有を密に行うことで、利用者一人ひとりにあった適切な支援を行う。
- ・利用者家族との連携を密に取り、ニーズに応じたサービス提供及び支援の充実を行う。
- ・定期的な職員研修・ケース会議により、職員間の連携並びに職員個々のスキルアップを行うことで支援の充実を行う。

(2) 就労支援事業の収益向上・工賃アップ

企業及び法人内各事業所等との緊密な連携により、就労支援事業収益の向上を目指す。また、職員の意識改革を行うことで、必要な支援を的確且つ効率的に行えるような体制・基盤づくりを行うとともに、社会就労につながる働く意欲の向上、適切な支援技術の習得を図る。

- ・就労意欲を維持・向上するために、作業内容の検討及び利用者適正の見極めを行い、適材適所の配置検討及び技術習得のための必要な支援を行う。
- ・収支計画に沿っているかの検証を随時行い、経営の改善・安定化に向けた採算性・コストを念頭においた事業運営を行う。

(3) 一般就労支援の強化

法人内事業所及びなんさつ障害者就業・生活支援センターはもとより、ハローワーク，障害者職業センター等各関係機関との緊密な連携により企業開拓を積極的に行い、企業実習の機会を増やし障害者雇用の情報収集及び移行促進を行うとともに、グループホーム事業所との連携を強化することで、地域生活移行の促進を図る。

- ・なんさつ障害者就業・生活支援センターとの連携を密に取り、就業・生活を含めた支援を行える体制づくりを行う。また、既に就労している方々の企業訪問並びに面会の機会等を作り、定着支援を積極的に行う。
- ・企業等への実習の機会を積極的に設けることで、就労への移行促進を図る。
- ・利用者個々に合った移行計画を作成し、訓練～実習～就労と円滑に繋げていけるような体制を構築する。

(4) 地域との交流・連携

福祉サービスの供給主体としてはもとより、地域に根ざした福祉施設として、地域の各種行事及び活動に積極的に参加するとともに、地域貢献活動や地域の方々が参加のしやすい催し物等を企画し、地域の方々との交流の機会を作ることで、開かれた施設運営を行う。

- ・法人行事（夏祭り，運動会，その他催し物）の企画並びに参加促進等の情報発信。
- ・地域奉仕作業への参加，地域清掃活動等の企画・実施。
- ・地域自立支援協議会やその他地域における会合へも積極的に参加及び情報収集を行い、地域にある様々な生活課題，福祉課題に対して取り組む体制を整える。

(5) 事業所の健全な運営

障害の状況や各支援場面の状況に対応し、創意工夫ができる資質や専門性を高めるために計画的な施設内研修や外部研修への参加，他事業所への視察見学等により情報収集に努めるとともに、適

切な支援が行われるよう支援員のスキルアップに努める。

- ・リスクマネジメントへの意識を高めるために相談・苦情等の受付及びヒヤリハット報告の収集による情報共有を率先して行い、事故を未然に防止できるような体制作りを行う。
- ・利用者状況や支援状況についての情報共有を定期的に行い、より質の高い充実したサービス提供を行えるような人材を育成する。
- ・行事や活動予定等を計画する中で、内容及び対効果の検討を密に行うことでコスト意識を持って取り組むようにする。

8. 就労支援事業・生産活動計画

(1) 軽作業班（食品加工）

- ① かつおパック作業班：かつおパック，だしパック，乾物等の製品の加工・検品・計量・袋詰め・梱包・出荷作業を行う。
- ② 春雨作業班：春雨等製品の検品・計量・袋詰め・梱包・出荷作業を行う。
- ③ 作業能力及び適応度に応じて利用者を配置し、作業能率・生産性及び収益の向上を図るとともに、基礎的技能の習得、継続して作業を行うための集中力を養う。
- ④ 各作業班の効率且つ収益の向上を第一に企業とも密に連携を取り、新規開拓並びに新商品等の受託営業活動を積極的に行うことで収入拡大を目指す。
- ⑤ 製造工程及び生産環境の検証を行うとともに、ミスのない体制を構築する。
 - ・賞味期限印字を確認する上での複数回のチェック工程（日付の確認，印字活字準備時，試し印字，指示書照合並びに作業開始時の声出し復唱，外装への印字後，シーラー作業時，検品・梱包時等）の見直し及び行為の確認，職員意識の向上。
 - ・頭髮等異物混入が起らないように入室時・作業中での確認作業を徹底する。（帽子からの頭髮のはみ出し，衛生服への異物の付着，作業中での衛生帽・服の乱れ等）

(2) 基礎作業班

- ① 生産活動：軽作業班との連携の下、乾物等の製品の加工・かつおパックの袋詰め作業を行う。落ち着きを保ち且つ協調性を持った作業が行えるよう支援し、生産性の向上を図る。また、椎茸の足切り・検品等の作業を通じて落ち着いて丁寧に作業を行うことを身に付けていただく。
- ② 創作的活動：ぱれっととの連携を密にし、日によって情緒にムラのある利用者を対象に日中活動のプログラムとして絵画・工作等の創作的活動を行うことで、精神面及び情緒の安定を図る。

障害者自立支援センター けいわ

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて設置された指定障害者支援施設であり、利用者の自立及び地域共存，社会参加を行うために必要な生産活動・生活上の訓練、創作的活動及び職業の提供を適切に行うことで、社会経済活動への参加を促進することを目的とする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設支援を提供できるように努める。

2. 運営方針

(1) 就労継続支援事業B型 (25名)

福祉的就労を希望する方に対し、事業所において個々人の作業環境を整えつつ、生産活動の機会を提供し、利用者の特性に合わせた作業内容の提供や作業技能の習得、生活していく上での知識や能力，健康管理，対人関係の向上に関する支援を行う。また、一般就労を希望する方へ、法人内他事業所とも連携し、職場体験，その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練，求職活動に関する支援，適性に応じた職場の開拓，就職後の職場定着のために必要な相談・支援を提供する。

(2) 生活介護事業 (15名)

常時介護の必要な方へ、日常生活上の支援(排泄・食事支援等)を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を通じて、身体機能及び生活能力の向上のための相談・助言や、必要な援助・支援を提供する。

3. 保健衛生・健康管理

- ① 作業場や休憩棟等の整理整頓・換気、作業服他衣服の清潔保持、施設内の環境美化に努める。
- ② 医師・看護師との連携の下、利用者の健康維持及び健康状態に応じての必要な措置を講ずるとともに、健康診断、検診を行い、病気等の早期発見・治療を行う。
- ③ 日頃から感染症の発生動向を把握することで施設内感染症予防に努めるとともに、発生時の早期対応及び感染拡大防止のための必要な措置を講じる。また、昨年度の感染性胃腸炎の蔓延を猛省し、職員研修等により職員個々が感染症への意識を高める機会を作るとともに、利用者の体調管理及び変動への対処を迅速に行うことで、感染の予防並びに蔓延の防止に努める。
- ④ 利用者の高齢化や重度化に配慮し、健康的な生活を継続して送ることができるよう、家庭や地域との連携を強化し、日中活動の充実に努める。

4. 給食・栄養管理

- ① 給食会議、嗜好調査等を通じて利用者のニーズを取り入れるとともに、栄養面を考慮しつつ献立・味・盛り付け等の工夫をすることで『楽しめる食事』を提供して残食の減少を目指し、健康の維持及び増進を図る。また、上記の内容に配慮しながらコスト対効果を常に意識した献立作成を行う。
- ② 利用者の健康状況・病状・摂食状況等を考慮した食事の提供を行い、各人の病状回復に努める。
- ③ 季節・地域に合った食材・メニューを取り入れるとともに、給食だより等を活用して食の楽しさを伝えられるような食事提供を行う。

5. 防災計画

防災計画を策定し、定期的に避難及び救出に関する訓練を行うとともに、火災発生の危険のある場所の定期的検査を行い、事故及び災害を未然に防止する。また、施設内物品の適正な配置及び整理整頓に努めるとともに、機械器具の安全管理及び取扱技能を習熟し、安全且つ効率的な作業が行えるよう配慮する。

6. 関係機関との連携

県障害福祉課、市町村福祉課、県知的障害者更生相談所、障害者職業センター、その他関係機関並びに学校及び利用者の家庭等との連絡を密に行い、円滑且つ効率的な運営が行えるよう努める。また、法人内各事業所との連携の下、利用者個々の意思・希望等を尊重したより良い支援の行える環境作りに努める。

7. 本年度の重点目標

(1) 福祉サービスの質の向上

各種行事・活動の計画及びプログラムの充実化を図るために利用者アンケートを実施し、ニーズを汲み入れた計画の立案・実施、実施後の意見の収集をすることで、何を望んでいるのか、それをどう手助けできるのかを常に考え、それぞれのニーズに応じた支援を目標にする。また、利用者の人権の尊重と虐待の防止を第一に、自己決定と選択、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供を行う。

- ・利用者個々のアセスメント及びモニタリングを重視し、様々なニーズに応じた支援目標並びに計画を立案するとともに、ケース会議等による職員間の情報共有を密に行うことで、利用者一人ひとりにあった適切な支援を行う。
- ・利用者家族との連携を密に取り、ニーズに応じたサービス提供及び支援の充実を行う。

- ・定期的な職員研修・ケース会議により、職員間の連携並びに職員個々のスキルアップを行うことで支援の充実を行う。
- (2) 就労支援事業の収益向上・工賃アップ
- 企業及び法人内各事業所等との緊密な連携により、就労支援事業収益の向上を目指す。また、職員の意識改革を行うことで、必要な支援を的確且つ効率的に行えるような体制・基盤づくりを行うとともに、社会就労につながる働く意欲の向上、適切な支援技術の習得を図る。
- ・就労意欲を維持・向上するために、作業内容の検討及び利用者適正の見極めを行い、適材適所の配置検討及び技術習得のための必要な支援を行う。
 - ・収支計画に沿っているかの検証を随時行い、経営の改善・安定化に向けた採算性・コストを念頭においた事業運営を行う。
- (3) 一般就労支援の強化
- 利用者が一般就労への意欲があるときや、一般就労が見込まれる利用者に対しては、関係機関への斡旋など連携を図り、最適と思われる支援を柔軟に提供していく。
- ・知覧育成園就労移行支援事業やなんさつ障害者就業・生活支援センターとの連携を密に取り、就業に繋がる支援を行える体制づくりを行う。
 - ・本人や家族の希望に添うことはもちろん、ニーズの掘り起こしが出来る支援に努める。
- (4) 地域との交流・連携
- 福祉サービスの供給主体としてはもとより、地域に根ざした福祉施設として、地域の各種行事及び活動に積極的に参加するとともに、地域貢献活動や地域の方々が参加のしやすい催し物等を企画し、地域の方々との交流の機会を作ることで、開かれた施設運営を行う。
- ・法人行事（夏祭り，運動会，その他催し物）の企画並びに参加促進等の情報発信。
 - ・地域奉仕作業への参加，地域清掃活動等の企画・実施。
 - ・地域自立支援協議会やその他地域における会合へも積極的に参加及び情報収集を行い、地域にある様々な生活課題，福祉課題に対して取り組む体制を整える。
- (5) 事業所の健全な運営
- 障害の状況や各支援場面の状況に対応し、創意工夫ができる資質や専門性を高めるために計画的な施設内研修や外部研修への参加，他事業所への視察見学等により情報収集に努めるとともに、適切な支援が行われるよう支援員のスキルアップに努める。
- ・利用者の人権擁護並びに虐待の防止を第一に職員個々の意識を高め、模範となる職員の育成
 - ・リスクマネジメントへの意識を高めるために相談・苦情等の受付及びヒヤリハット報告の収集による情報共有を率先して行い、事故を未然に防止できるような体制作りを行う。
 - ・利用者状況や支援状況についての情報共有を定期的に行い、より質の高い充実したサービス提供を行えるような人材を育成する。
 - ・行事や活動予定等を計画する中で、内容及び対効果の検討を密に行うことでコスト意識を持って取り組むようにする。

8. 就労支援事業・生産活動計画

(1) 軽作業班

- ① 食品加工班：かつおパック，だしパック，乾物等の製品の加工・検品・計量・袋詰め・梱包・出荷作業を行う。
- ② 春雨作業班：春雨等製品の検品・計量・袋詰め・梱包・出荷作業を行う。
- ③ 作業能力及び適応度に応じて利用者を配置し、作業能率・生産性及び収益の向上を図るとともに、基礎的技能の習得、継続して作業を行うための集中力を養う。
- ④ 各作業班の効率且つ収益向上を第一に企業とも密に連携を取り、新規開拓並びに新商品等の受託営業活動を積極的に行うことで収入拡大を目指す。
- ⑤ 製造工程及び生産環境の検証を行うとともに、ミスのない体制を構築する。

- ・賞味期限印字を確認する上での複数回のチェック工程（日付の確認、印字活字準備時、試し印字、指示書照合並びに作業開始時の声出し復唱、外装への印字後、シーラー作業時、検品・梱包時等）の見直し及び行為の確認、職員意識の向上。
- ・頭髪等異物混入が起こらないように入室時・作業中での確認作業を徹底する。（帽子からの頭髪のはみ出し、衛生服への異物の付着、作業中での衛生帽・服の乱れ等）

（２）基礎作業班

- ① 生産活動：軽作業班との連携の下、乾物等の製品の加工・かつおパックの袋詰め作業を行う。落ち着きを保ち且つ協調性を持った作業が行えるよう支援し、生産性の向上を図る。また、椎茸の足切り・検品等の作業を通じて落ち着いて丁寧な作業を行うことを身に付けていただく。
- ② 創作的活動：ばれっととの連携を密にし、日によって情緒にムラのある利用者を対象に日中活動のプログラムとして絵画・工作等の創作的活動を行うことで、精神面及び情緒の安定を図る。

障害者就労支援センター みらい

1. 目的

当施設は、障害者総合支援法に基づき利用者と雇用契約あるいは、利用契約を結び就労の機会の提供、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、利用者が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように支援することを目的とする。

2. 運営方針

（1）事業運営

① 就労継続支援A型事業（定員 16 名）

一般企業への就職希望もありながら、支援を必要としている障害者を従業員として雇用し、就労の機会を与えて社会的、経済的自立が出来るよう支援を行う。

② 就労継続支援B型事業（定員 24 名）

障害のある方に対し、就労の機会を与えて基本的な生活習慣の確立と、生産性の向上に関する支援を行い高い工賃支給を目指す。

（2）保健の衛生管理

- ① 各利用者の体調を把握し、健康状態に応じて必要な措置を講じるとともに集団感染等の予防に努める。
- ② 定期的に健康診断・検診を行い、家族や医師・看護師との連携の下、病気等の早期発見や治療に努め、健康管理に十分配慮する。
- ③ 加工食品の作業については、容姿のチェックや作業用衛生服など衛生管理に努める。

（3）給食の実施

- ① 嗜好の調査等を行い、利用者の要望を検討し又、栄養面を考慮して、楽しい雰囲気の中で食事ができるように努める。
- ② 利用者の健康状態・節食状況等を考慮した食事の提供に努め、また、望ましい食事習慣が確立できるよう努める。

（4）福利厚生

- ① 社会参加活動を再検討し、利用者意見を尊重し、利用者の社会適応能力を高めるよう楽しんでいただけるメニューを提供する。
- ② 利用者が体力やコミュニケーション能力を高める為、スポーツやレクリエーションを通して充実した生活を送れるよう用具の充足や環境改善を行う。

（5）防災計画

- ① 防災計画を策定し、定期的に避難、救出に関する必要な訓練を行う。
- ② 火災発生の危険の多い所を定期的に検査し、事故及び災害の未然防止に努める。又、工場内の物品の適正な

配置や整理整頓に努めるとともに、機械器具の安全管理や取り扱い技能の習熟を図り、安全で効率的な作業が行えるように努める。

(6) 関係機関との連携

- ① 県障害福祉課，市町村福祉課，南薩地域振興局，障害者就労・生活支援センター，障害者職業センター，公共職業安定所，労働基準監督署，相談支援事業所，学校，従業員・利用者の家族等との連絡を密にし，円滑で効率的な運営が行えるように努める。

3. 本年度の目標

(1) 福祉サービス質の向上

綿密な個別支援計画を立て，日々，就労支援の研究と職場環境の改善に努め，利用者がいきいきと安心して生活・就労できる質の高いサービスの提供を目指す。

- ① 利用者の人権や自己決定を尊重し，利用者・家族と十分な面談を行い，満足していただける個別支援計画を立てる。
- ② 第三者評価基準ガイドラインに基づいた事業所評価を行い，福祉サービスの向上に努める。(内部評価の実施・記録の充実)
- ③ 職員会議を充実させ，利用者状況や支援方法等の職員間の情報の共有を徹底する。
- ④ 安全点検マニュアルの見直しやヒヤリハットの共有化を図り，安全に対する事故防止，意識の向上を図る。
- ⑤ 他の施設の動向や運営の模範となるような事例を参考に事業内容の検討を行う。

(2) 就労継続事業の収益向上・工賃アップ

企業意識を持ち，綿密な収支改善計画を立て，事業の黒字化を目指し，改善を図る。

- ① A型事業は，発生率のアップと上質な菌床製造の研究に職員が一丸となって取り組む。
- ② B型事業は，新規事業の開発や授産種目の拡大を図り，作業量を増やして収支の安定化を図る。
- ③ B型は，低迷した昨年度以上の工賃アップに努める。(工賃月 1,000 円以上アップ)
- ④ 作業日報のマニュアルに沿って，記入漏れの無いよう適時に正確な記録をとる。また，資材管理等や棚卸を徹底し，費用対効果を念頭に経費の無駄をなくす。
- ⑤ 食品衛生管理を徹底し，食品における異物混入等のクレーム防止に努める。

(3) 人材育成と働きがいのある職場づくり

様々な状況に対し，職員が明確な目的・使命感を持ち，情報を共有し，心をひとつにして対応する，風通しの良い職場を目指す。

- ① 職員会議や授産会議・ケース会議で職員の意見が出るよう検討し，内容を充実させ，情報の共有化を図る。
- ② 施設外研修に積極的に参加し伝達研修を行い，専門的な支援力のアップを図りサービス向上に努める。
- ③ 職員同士のコミュニケーションの機会を増やし，メンタルケアに努め，自己の成長とやりがいを実感できる職場づくりを目指す。

(4) 相談支援体制の充実

作業面や生活全般にわたり，常に相談者の立場に立ち，本人，家族，行政，関係施設等と連携し，福祉サービスの選択や利用の仕方について自己決定ができるよう適切な支援を行う。

- ① 利用者の様々な悩みに対し，積極的に相談にのり，日常生活から専門的な分野に至るまでの確かなアドバイスが出来るようになる。
- ② 利用者間のトラブルに対し，職員間で共有し，迅速で適切な支援を行う。
- ③ 休憩時間の過ごし方等，できるだけ利用者に寄り添い，信頼関係の構築に努める。

4. 事業計画

(1) 就労継続支援事業 (A型)

① 菌床ブロック製造

ア. 原料や製造条件等を綿密に記録し，栽培状況・発生量の関連性を検討し，改善提案を行い，上質で収量

の多い菌床づくりを目指す。

イ. 種菌メーカーや他の製造メーカーと情報交換間を行い、製造技術の向上を図る。

ウ. 今後の市場動向を見極め、新品種のテスト製造を検討する。

② 菌床しいたけ・きくらげの栽培・販売

ア. 培養から栽培に至る問題点を検討・改善し、発生量の増大を目指し、事業の安定化に努める。

イ. 記録・集計業務の徹底を図る。

ウ. 日報の標準化マニュアル記録・集計業務の徹底を図る。又、出荷から販売管理・資材管理まで各部署で責任のある業務分担を行う。

エ. コスト意識の改革

原価計算や費用対効果を常に考慮し、電気代や燃料代の経費削減は勿論、適切な販売価格等の検討を図る。

(2) 就労継続支援事業（B型）

① ライス製品の袋詰め

ライス製品の袋詰めの工程を受注し、受託加工を行う。又、企業と連携をとり、付随する作業量の増加を図る。

② 椎茸の加工

乾燥椎茸の足切り、椎茸のスライス、その他乾物の袋詰めの工程を受注し、受託加工を行う。（昨年の受託量減の改善策を検討する。）

③ A型事業の下請け（菌床製造・きくらげ栽培）

今年度からA型事業に移行した菌床製造部門ときくらげ栽培部門の委託作業を行う。

④ 社会参加活動の充実

利用者の意見等を尊重して楽しんで充実した、余暇活動の新しいメニューを提供する。又、心身の維持・向上を図る為、スポーツを中心とした活動を取り入れる。

障害者自立支援センターぱれっと

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて設置された指定障害福祉サービス事業所であり、利用者の自立及び地域共存、社会参加を行うために必要な生活訓練、創作的活動の提供を適切に行うことで、地域社会への参加を促進することを目的とする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設支援を提供できるように努める。

2. 運営方針

(1) 生活介護事業 (20名)

地域において安定した生活を営むため、常時介護の必要な方へ、日常生活上の支援（排泄・食事支援等）を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を通じて、身体機能及び生活能力の向上のための相談・助言や、必要な援助・支援を提供する。また、家族との連携を密に行い、時間を守り、安全で快適な送迎に務める。

(2) 居宅介護事業

障害者(児)の方の自宅をホームヘルパーが訪問して、入浴・食事・排泄等の介護や家事援助のサービスを提供する。

(3) 重度訪問介護事業

重度の障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、入浴・食事・排泄及び外出時における移動中の介護を提供する。

(4) 行動援護事業

障害により行動をする際に生じうる危険を回避する為に必要な援護や外出時における移動の介護等のサービスを提供する。

(5) 日中一時支援事業

日中における活動の場の確保や、障害児に対しては、日中活動の場の他に、養護学校等の放課後や、長期休暇等に障害児を一時預かり、支援者に休息時間を提供する。

(6) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者(児)についての社会生活上の必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のために外出する際の移動支援を提供する。

3. 保健衛生・健康管理

- ① 医師・看護師との連携の下、利用者の健康維持及び健康状態に応じての必要な措置を講ずるとともに、健康診断、検診を行い、病気等の早期発見・治療を行う。特に高齢や障害の重い利用者等へは、家族・関係者との連携を図り、こまめな健康チェックを行うなどの対応に努める。
- ② 日頃から感染症の発生動向を把握することで施設内感染症予防に努めるとともに、発生時の早期対応及び感染拡大防止のための必要な措置を講じる。
- ③ 安全で衛生的な入浴環境を作り、安心して入浴できるように配慮・介助を行い、身体的な変化が見られた場合は、家族に連絡する等の迅速で適切な対応に努める。

4. 給食・栄養管理

- ① 給食会議、嗜好調査等を通じて利用者のニーズを取り入れるとともに、栄養面を考慮しつつ献立・味・盛り付け等の工夫をすることで『楽しめる食事』を提供して残食の減少を目指し、健康の維持及び増進を図る。
- ② 利用者の健康状況・病状・摂食状況等を考慮した食事の提供を行い、各人の病状回復に努める。
- ③ 季節・地域に合った食材・メニューを取り入れるとともに、給食だより等を活用して食の楽しみを伝えられるような食事提供を行う。

5. 防災計画

防災計画を策定し、定期的に避難及び救出に関する訓練を行うとともに、火災発生の危険のある場所の定期的検査を行い、事故及び災害を未然に防止する。また、施設内物品の適正な配置及び整理整頓に努めるとともに、機械器具の安全管理及び取扱技能を習熟し、安全且つ効率的な作業が行えるよう配慮する。

6. 関係機関との連携

県障害福祉課，市町村福祉課，県知的障害者更生相談所，障害者職業センター，その他関係機関並びに学校及び利用者の家庭等との連絡を密に行い、円滑且つ効率的な運営が行えるよう努める。また、法人内各事業所との連携の下、利用者個々の意思・希望等を尊重したより良い支援の行える環境作りに努める。

7. 本年度の重点目標

(1) 良質な福祉サービスの提供

各種行事・活動の計画及びプログラムの充実化を図るために利用者アンケートを実施し、ニーズを汲み入れた計画の立案・実施、実施後の意見の収集をすることで、何を望んでいるのか、それをどう手助けできるのかを常に考え、それぞれのニーズに応じた支援を目標にする。また、他の施設や関係機関との連携や地域で生活できる基本的なスキルを身につけられるよう一人ひとりにあった支援を念頭に個別支援計画に反映してサービス向上に努める。

- ・ 利用者の高齢化、重度化に伴い、日々の健康面のチェック、安全面の再点検、利用者が

楽しめるように活動の再検討を行い、利用者個々の状況に応じたサービス提供及び支援の充実を図る

- ・ 利用者個々のアセスメント及びモニタリングを重視し、様々なニーズに応じた支援目標並びに計画を立案するとともに、ケース会議等による職員間の情報共有を密に行うことで、利用者一人ひとりにあった適切な支援を行う。
- ・ 利用者個々の笑顔溢れる空間作りを念頭に、利用者家族との連携を密に取り、ニーズに応じたサービス提供及び支援の充実を行う。
- ・ 定期的な職員研修・ケース会議により、職員間の連携並びに職員個々のスキルアップを行うことで支援の充実を行う。

(2) 地域との交流・連携

福祉サービスの供給主体としてはもとより、地域に根ざした福祉施設として、地域の各種行事及び活動に積極的に参加するとともに、地域貢献活動や地域の方々が参加のしやすい催し物等を企画し、地域の方々との交流の機会を作ることで、開かれた施設運営を行う。

- ・ 法人行事（夏祭り，運動会，その他催し物）の企画並びに参加促進等の情報発信。
- ・ 地域奉仕作業への参加，地域清掃活動等の企画・実施。
- ・ 地域自立支援協議会やその他地域における会合へも積極的に参加及び情報収集を行い、地域にある様々な生活課題，福祉課題に対して取り組む体制を整える。

(3) 事業所の健全な運営

障害の状況や各支援場面の状況に対応し、創意工夫ができる資質や専門性を高めるために計画的な施設内研修や外部研修への参加，他事業所への視察見学等により情報収集に努めるとともに、適切な支援が行われるよう支援員のスキルアップに努める。

- ・ 利用者の人権擁護並びに虐待の防止を第一に職員個々の意識を高め、模範となる職員の育成
- ・ リスクマネジメントへの意識を高めるためにヒヤリハット報告・収集及び共有を率先して行い、事故を未然に防止できるような体制作りを行う。
- ・ 利用者状況や支援状況についての情報共有を定期的に行い、より質の高い充実したサービス提供を行えるような人材を育成する。
- ・ 行事や活動予定等を計画する中で、内容及び対効果の検討を密に行うことでコスト意識を持って取り組むようにする。

8. 生活介護事業・日中一時支援事業

- ① 個々の利用者や保護者のニーズをくみ取り、利用者の特性に合わせ、充実した活動内容を提供する。
- ② 日常生活能力の維持・向上を重点的に支援するため、支援力の向上を図る。
- ③ 日々、活動内容の研究・改善に努め、よりよい活動内容を提供する。
- ④ 利用者の実態と特性を把握し、安全面に配慮した活動を実施する。
- ⑤ 基礎作業班との連携し、利用者の希望があれば、日中活動のプログラムとして乾燥椎茸の足切り作業などの作業訓練を行うことで社会参加への機会を設ける。

9. 各訪問系サービス

- ① 利用者の希望に応じた懇切丁寧なサービスが行えるよう、また、サービス提供中の事故等の防止のため、サービス提供者の技術向上を目的とした研修を実施する。
- ③ 必要に応じて各関係機関との連携を図り、利用者が安心して地域で生活を送れるための支援に努める。

グループホーム知覧

1 目的

グループホーム知覧において実施する指定障害福祉サービスの共同生活活援助（介護サービス包括型）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助（介護サービス包括型）の提供を確保することを目的とする。

2 運営方針

利用者が自立した生活を目指し、地域において共同の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の身体及び精神等の障害の状況に応じ、食事の提供や相談、日常生活上の援助・介護等を適切かつ効果的に行う。

3 本年度の目標

- (1) 利用者の人格を尊重した支援を行い、個々の希望や意見をホームの運営に反映し、利用者同志のよりよい交友関係が築けるような環境作りに努める。
- (2) 各ホームの生活環境・個々の利用者の生活状況を把握し、よりよい支援に努める。
- (3) 世話人、担当支援員間の連携を密にとり、世話人会議の開催や研修参加等を行い、適切な支援につなげる。
- (4) 地域の活動への参加を積極的に勧め、地域住民との良好な交流につながるように努める。また、社会資源の活用や社会体験の機会を増やし、QOLの向上につなげる。
- (5) 個々の利用者の日中活動事業所や就労事業所との連携をとり、日中の状態を把握し、ホームでの支援に活かせるようにする。

自立支援センターハーモニー

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて設置した 障害福祉サービス事業所として、利用者の自立、社会参加を促すために必要な生活訓練、創作的活動の提供を行う。

2. 運営方針

(1) 生活介護

- ① 利用者と家族の願いに沿った事業を明確にするため、就労移行支援事業及び就労継続支援 B 型事業から独立して「自立支援センターハーモニー」としてスタートして 2 年目を迎える。
- ② 音楽療法、陶芸、茶道、外出活動、ドライブ等多彩な取り組みを継続するとともに「ふれあい館」などの公共施設を利用した体力運動も引き続き行う。
- ③ チラシ折込みやシール貼りなどの軽作業を受注して、利用者が作業の喜びを味わうことができる作業を進めていく。
- ④ 家族との意思疎通の手段としての「連絡帳」及び家族向けに定期的に発行している「^{あみ}Amis」の充実と恒例の利用者、家族と職員の懇親会を行い一層の交流を深めていく。
- ⑤ 他事業所と併用する利用者が増えてきているため、今年度はさらに利用者・家族が満足する活動内容を広げ充実させる。そのために、職員の資質を向上し一人一人の利用者に寄り添う支援の在り方を追求していく。

(2) 日中一時支援事業について

ハーモニー利用者を含め、養護学校の在校生が利用している日中一時支援事業は、養護学校の長期休暇の際の利用が少ない。養護学校の在校生と家族の方にハーモニーの支援を知ってもらうための大切な事業であるので、積極的に受け入れる努力を行っていく。

(3) 給食

栄養管理

- ① し好調査等を通じて利用者のニーズを取り入れるとともに栄養面を考慮した食事提供を行い、健康の維持推進を図る。
- ② 給食時間を楽しく「一日で一番楽しい時間」と利用者が言えるように見た目、味付けなど工夫し、利用者と支援員が楽しく会話しながらの給食時間にしていく。

(4) 健康・衛生管理

室内の整理整頓、換気、清潔保持、環境美化・利用者の健康管理・感染症予防に努める。

(5) 福利厚生

運動会、夏祭りへの参加、レクリエーション等への参加以外にも、職員間の交流や懇談の機会を増やす。

(6) 防災計画

防災計画の策定・定期的な避難、救出訓練・火災発生の危険箇所の定期的検査、事故、災害の未然防止に努める。

(7) 関係機関との連携

県障害福祉課、市福祉事務所、知的障害者援護施設、学校、家庭等との連携を深める。

(8) リスクマネジメント

利用者や職員、組織を守るために常に以下のリスクを念頭におく。

人間とはもともとエラーを犯すもの。(ヒヤリ・ハット)

利用者への支援に関するリスク→生命、心、給食

利用者の家族に関連するリスク→信頼関係

職員に関するリスク→交通事故、

資産に関するリスク→火災、車両

財務に関連するリスク→現金紛失、金銭管理

3 その他

- ① 養護学校卒業後の施設選択について、本人、家族のニーズや選択の幅が広がっているため職員の資質向上のための研修、事業内容の検討、ショートステイなどのニーズの研究などを具体的に行っていく。
- ② 施設開設10年目に入り、施設内の老朽化や不具合が出てくる可能性があるので安全性の確保、快適な日中活動を過ごしてもらうために常に施設設備の状況を把握、点検していく。

就労支援センターハーモニー

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて設置した障害福祉サービス事業所として、就労を希望する利用者の方々に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行うと共に生産活動その他の活動の機会を提供して、利用者が自立して日常生活、社会生活を送ることができるように支援を行う。

2 運営方針

(1) はじめに

- ① 利用者と家族の願いに沿った事業を明確にするため、就労移行支援事業及び就労継続支援 B 型事業を独立させ「就労支援センターハーモニー」としてスタートして 2 年目を迎える。それぞれの事業が連携して利用者の働く喜びと一般就労に向けた取り組みを行う。
- ② 利用者の障害種別の多様化が進み、特に精神障害のある方々への支援の在り方が検討課題となってきたため、専門的知識の習得と支援のスキル向上のために職員の資質向上に努める。
- ③ 地域の方々との交流をすすめるために「秋の収穫祭」などの取り組みを引き続き進めていく。

(2) 就労移行支援事業

平成 27 年度は、4 名の利用者が一般就労者した。精神障害、発達障害の利用者が増えてきている。事業所における作業訓練や職場実習を積極的に実施して、一般就労を目指して支援していく。知識・能力の向上だけでなく、人とのコミュニケーションや職場におけるルールやマナー等の理解を深める訓練にも力を入れて、就労先の職場で定着できるように支援を行う。

また、一般就労された利用者後の利用者確保に向けて各関係機関との連携を深め、利用者確保のための基盤を整備していく。

【就労訓練】

一般就労に向けての基礎知識の向上のため、個々に応じ講座や訓練を行う。

【職場実習】

一般企業の職場実習をはじめ、鹿児島国際大学、法人内の「森のカフェ」、就労継続支援 B 型を経験し、個別支援計画に沿って一定期間実習を行う。また、実習先企業の拡大に努める。

【求職活動・定着活動】

一般就労に向けて、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、求職活動を行うと共に、就労者の職場定着のためジョブコーチの派遣期間経過後の支援にも配慮する。

(3) 就労継続支援 B 型事業

- ① キノコ事業は、これまでの職員と利用者の技術力の向上と利用者の作業分担が定着してきている。また、他事業所のしいたけとの差別化、良質のしいたけ出荷及び県の認証制度によるブランド化により認知が高まった。一方、毎日の売り上げが利用者の工賃引き上げにつながるという認識の徹底、しいたけのさらなる栽培管理、販路の見直し及び乾燥きくらげ、乾燥しいたけの販売ルートの確保等が課題である。
- ② キッチン事業においては、事業の見直しなどにより、昨年度より取引先が減少した。今年度は新たに鹿児島市の「ふれあい会食事業」を受託できたことにより増収と地域への広がりを見込むことができるため安心安全と利用者の技術の向上に努める。

(4) 給食

栄養管理

- ① し好調査等を通じて利用者のニーズを取り入れるとともに栄養面を考慮した食事提供を行い、健康の維持推進を図る。
- ② 給食時間を楽しく「一日で一番楽しい時間」と利用者が言えるように見た目、味付けなど工夫し、利用者と支援員が楽しく会話しながらの給食時間にしていく。

(5) 健康・衛生管理

室内の整理整頓、換気、清潔保持、環境美化・利用者の健康管理・感染症予防に留意する。

(6) 福利厚生

運動会、夏祭りへの参加・レクリエーション等への参加以外にも、職員間の交流や懇談の機会を増やす

(7) 防災計画

防災計画の策定・定期的な避難・救出訓練、火災発生の際の危険箇所の定期的検査、事故、災害の未然防止に努める。

(8) 関係機関との連携

県障害福祉課、市福祉事務所、障害者職業センター、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、学校、家庭等との連携を深める。

(9) リスクマネジメント

利用者や職員、組織を守るために常に以下のリスクを念頭におく。

人間とはもともとエラーを犯すもの。(ヒヤリ・ハット)

利用者への支援に関するリスク→生命、心、給食

利用者の家族に関連するリスク→信頼関係

職員に関するリスク→交通事故、

資産に関するリスク→火災、車両

財務に関連するリスク→現金紛失、金銭管理

3 その他

養護学校卒業後の施設選択について、本人、家族のニーズや選択の幅が広がっているため職員の資質向上のための研修、事業内容の検討、ショートステイなどのニーズの研究などを行っていく。

サポートセンターる・トレフル

1 目的

当事業所は、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、主として日中活動を中心に幅広く展開し、児童・障害者の自立・社会参加を図るため、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って適切な福祉サービスを提供できるように努める。また、当法人関連事業所とも連携し、利用者の将来の生活についても全面的に協力する。

2 運営方針

(1) 事業運営

① 児童発達支援センター（児童発達支援）

障害や発達に不安のある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。

③ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の

適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する。

④ 生活介護事業

地域において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障害者に対して、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

⑤ 日中一時支援事業

日中における活動の場の確保や、障害児に対しては、日中活動の場の他に、養護学校等の放課後や、長期休暇等に障害児を一時預かり、支援者に休息時間を提供する。

⑥ 相談支援事業

ア 指定特定相談支援事業（計画相談）は、障害者（児）等からの相談に応じ必要な情報提供及び助言等を行う基本相談支援ほか、障害者（児）が障害福祉サービスを利用する前にサービス利用等計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング（計画相談支援）を行い、サービス利用や継続サービス利用等の支援を行う。

イ 障害児相談支援事業は、障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）の利用に係る相談（支援利用援助や継続支援利用援助）等の支援を行う。（入所サービスについては行わない。）

ウ 南九州市の委託による地域生活支援事業の相談支援事業は、障害のある方、その保護者、介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。

エ 南九州市の委託による障害者虐待防止対策支援事業では、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、当事業所は、障害者虐待に係る通報・届出の受理に関することを委託され実施する。（夜間・休日24時間）

(2) 保健衛生・健康管理

① 事業所内の整理整頓・換気、清潔保持、環境美化に努める。

② 日頃から感染症の発生動向を把握することで事業所内感染症予防に努めるとともに発生時の早期対応及び感染拡大防止のための必要な措置を講じる。

③ 日々を健康で楽しく過ごすために、健康チェック・嘱託医による健康診断・レントゲン検査・歯科検診・耳鼻科検診等を行うとともに、個々の利用者の健康状態の把握に努める。特に、乳幼児・高齢者・障害の重い利用者等へは、家族・関係者との連携を図り、こまめな健康チェック等を行うなどの対応に努める。

(3) 安全管理

① 家族との連絡を密に行い、時間を守り、安全で快適な送迎に努める。

② 安全対策と危機管理体制の充実を図り、安心・安全な環境を提供する。

③ 安全で衛生的な入浴環境を作り、安心して入浴できるように配慮・介助を行い、身体的な変化が見られた場合は、家族に連絡する等の迅速で適切な対応に努める。

(4) 給食・栄養管理

① 嗜好調査等を通じて利用者のニーズを取り入れるとともに栄養面を考慮した食事を提供し、健康の維持及び増進を図る。

② 利用者の健康状況・病状・摂食状況等を考慮した食事の提供に努める。

③ 個々の障害や疾病の状況に応じて、献立を工夫し、おいしい食事の提供に努める。

④ 児童の成長段階に応じて、献立を工夫し、摂食状況等を考慮したおいしい食事の提供に努める。

⑤ 楽しい雰囲気です食事をとれるように環境整備に心掛けるとともに、マナー指導を行い、介助する。

(5) 防災計画

防災計画を策定し、定期的に避難及び救出に関する訓練を行うとともに、火災発生の際の危険のある場所の定期的検査を行い、事故及び災害を未然に防止する。また、施設内物品の適正な配置及び整理整頓に努めるとともに、機械器具の安全管理及び取扱技能を習熟し、安全且つ効率的な作業が行えるよう配慮する。

(6) 関係機関との連携

県障害福祉課，市町村福祉課，県知的障害者更生相談所，県子ども総合療育センター，各地域の保健センター，保育園，幼稚園，学校及び利用者の家庭等との連絡を密に行い，円滑且つ効率的な運営が行えるよう努める。また，法人内各事業所との連携の下，利用者個々の意思・希望等を尊重したより良い支援の行える環境作りに努める。

(7) 地域との交流・連携

地域における各種行事に積極的に参加し，地域との交流に努める。

3 本年度の目標

(1) 良質な福祉サービスの提供

- ① 綿密な個別支援計画を立て，支援力の向上に努め，質の高いサービスを行い，利用者が安心して生活できる支援を目指す。
 - ・詳細な利用者情報・日々の生活状況の把握に努め，支援課題をしっかりと捉え，具体的な個別支援計画の作成と実施に努める。
 - ・日常生活能力の維持・向上を重点的に支援するために支援力の向上を図る。
- ② 利用者の実態に合わせた活動の企画と安全面に配慮した活動を実施する。
 - ・活動プログラムを充実させ，生き生きとした，個々の利用者の特性に合った活動を提供する。
 - ・活動の研究，改善に努め，よりよい活動を提供する。
 - ・安全対策と危機管理体制の充実を図る。
- ③ 危険個所のチェック・避難経路・避難介助のしかた等を常に確認し，定期的に行われる避難及び救出に関する訓練で実施できるように努める。

(2) 地域の福祉ニーズへの対応

① 児童発達支援センターとしての役割

- ・地域・各事業所のもつそれぞれの機能を最大限に活用できるように，障害児が通う事業所への専門的な立場からの助言や援助を行う。
- ・地域へセンターとしての機能を発信する。
- ・地域の同種類の施設等で研修を行い，全体的なスキルアップを図るなど支援ネットワークを行う中核的な施設としてのその役目を担っていけるように努める。
- ・できる限り身近な地域で支援が受けられるように，3障害を総合的に対応できるように専門性を高められるように整備していく。
- ・同じ事業所で，計画相談・事業所紹介・通所利用・就学後の利用ができることで，利用する児童やその家族への負担を減らすことができるように努める。

- ② 養護学校等の卒業後の受入先として，また障害の重たい方の身近な受入先としての機能を発揮できるように努める。

(3) 人材育成と働きがいのある職場づくり

様々な状況に対し，職員が明確な目的・使命感を持ち，情報を共有し，心をひとつにして対応する風通しの良い職場を目指す。

- ① 日々の職員朝礼・活動の打合せ会，月1回のケース会議・事業所内研修会を工夫・改善して活用する。
- ② 施設外研修に積極的に参加し，伝達研修を行い，利用者支援に役立てる。

③「ヒヤリハット報告」などに積極的に取り組み、「利用者からの声」を大事にし、事故に至りやすい状況を的確に把握し、事前に事故防止対策を考え、それを共有する体制作りを行い、リスクマネジメントの意識を高める。

(4) 地域との交流・連携

① 地域の行事に参加することで、利用者が社会参加できる機会を増やせるように努める。

② 自立支援協議会との連携等により、地域の行事に参加することで、地域の方に知ってもらうとともに、各障害福祉サービス事業所等とのネットワーク作りに役立てる。

(5) 相談支援体制の充実

① 障害福祉に携わる職員として、ひとりひとりが、相談者の立場に立ち、本人、家族、行政、関係施設等と連携し適切な支援を行う。

・利用者の様々な悩みに対し、積極的に相談にのり、的確なアドバイスが出来るようになる。

② 計画相談支援等の相談支援業務を円滑に行えるように、自立支援協議会との連携を図り、地域の相談支援事業所等とのネットワーク作りを行う

③ 関係機関を訪問し、広報に努め、情報交換を行い、連携を図る。

(6) 福祉サービスの質の向上

第三者評価基準ガイドラインに基づいた自己評価を行いながら、体制を整えていき、福祉サービスの質の向上に努める。

地域密着型特別養護老人ホームちらん敬和の郷

1 目標

介護保険サービスを必要とする全ての人に、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、その環境、心身の状況に応じた、体系的かつ継続的な質の高い福祉サービスを提供する。また、地域に密着した介護サービスを提供する事業者として、入居者1人ひとりの思いのつまった暮らしを大切に、関係するすべての方の笑顔をめざし、地域の方々と施設との交流を深めながら、「地域は家族」という思いを支援につなげるよう活動していく。

2 運営方針

(1) 事業運営

①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。また、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携がとれるように努める。

②短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業

要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるようにする。

(2) 保健衛生・健康管理

①事業所内の整理整頓・換気、清潔保持、環境美化に努める。

②日頃から感染症の発生動向を把握することで事業所内感染症予防に努めるとともに、発生時の早期対応

及び感染拡大防止のための必要な措置を講じる。

- ③日々を健康で楽しく過ごすために、健康チェック・嘱託医、施設看護職員による健康管理を行うとともに、個々の入居者の健康状態を把握する。また入居者やその家族・関係者との連携を図り、こまめな健康チェック等を行うなどの対応に努める。

(3) 安全管理

- ①安全で衛生的な生活環境を作り、安心して生活できるように配慮・介助を行い、身体的な変化が見られた場合は、家族に連絡する等の迅速で適切な対応を行う。
- ②安全対策と危機管理体制の充実を図り、安心・安全な環境を提供する。

(4) 給食・栄養管理

- ①嗜好調査等を通じて入居者のニーズを取り入れるとともに栄養面を考慮した食事を提供し、健康の維持及び増進を図る。
- ②管理栄養士による栄養ケアマネジメントを行い、医師と連携し、入居者の健康状況・病状・摂食状況等を考慮し、食事の提供に努める。
- ③個々の障害や疾病の状況に応じて、献立を工夫し、おいしい食事の提供に努め、楽しい雰囲気での食事をとることを心掛ける。

(5) 防災計画

防災計画を策定し、定期的に避難及び救出に関する訓練を行うとともに、火災発生の危険のある場所の定期的検査を行い、事故及び災害を未然に防止する。また、施設内物品の適正な配置及び整理整頓に努めるとともに、機械器具の安全管理及び取扱技能を習熟し、安全且つ効率的な作業が行えるよう配慮する。

(6) 人材育成と快適な職場づくり

様々な状況に対し、職員が明確な目的・使命感を持ち、情報を共有し、入居者の尊厳を重視した対応ができる職場を目指す。

- ①日々の職員朝礼、職員会議、事業所内研修会をより深い学びの場となるよう工夫・改善して活用する。
- ②施設外研修に積極的に参加し、伝達研修を行い、入居者又は利用者支援に役立てる。

(7) 関係機関との連携

県介護福祉課、市町村福祉課、地域包括支援センター及び入居者又は利用者のご家族等との連絡を密に行い、円滑且つ効率的な運営を行う。また、介護保険施設その他の保健医療機関との連携の下、入居者又は利用者個々の意思・希望等を尊重したより良い支援の行える環境作りに努める。

(8) 地域との交流・連携

地域における各種行事に積極的に参加し、地域との交流を深める。

3 本年度の目標

- (1) 地域への活動を積極的におこなう。(地域行事への参加、地域ボランティアの受け入れ、行政が主体となりすすめる地域ケアへの連携等)
- (2) 入居者の ADL を的確に把握する為 24 時間シートを作成し、入居者のニーズに応えられるサービスを多職種連携のもと実施する。(24 時間シートの充実、モニタリング・担当者会議の実施)

- (3) 専門職としての技術・知識・気持ちに関する研修を計画的に行い、職員全体のスキルアップを行う。(初心に戻り、基本を振り返る・チームワーク等)

居宅介護支援事業所 敬和の郷

1 目標

常に利用者の意向を踏まえ、「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供され、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、その環境、心身の状況に応じた、体系的かつ継続的な質の高い福祉サービスを提供する。

2 運営方針

(1) ケアマネジメントの充実

①アセスメント (課題分析)

利用者及び家族の方の意向等を把握し、解決すべき課題や生活行為等に対する可能性を抽出し、それらに基づく目標を導き出す。また、得られた情報はケアマネジメントの中核とし状態像を十分に把握する。

②サービス担当者会議 (ケアカンファレンス)

利用者及び家族の方、サービス事業所が参加することにより、生活への要望や課題を直接会って確認することで、その思いをチーム全員が共有できると共に、利用される側が「支援チーム」に支えられているという実感をもってもらう。

③モニタリング (サービス実施状況の把握及び評価)

モニタリングは、利用者に対する継続的なアセスメントでもあり、利用者や家族の要望や苦情を口に出せるような関係を築いていくとともにサービスの実施状況も確認する。

④居宅サービス計画の見直し (再アセスメント)

モニタリングの結果から、ケアプラン変更の必要性が生じたら、その内容を確認し利用者の状態の変化及びニーズを把握し再アセスメントを行い、居宅サービス計画を見直し作成する。

⑤給付管理

サービス提供事業者からサービスの実績報告を受け、内容を確認し「給付管理票」を作成し翌日 10 日までに県の国保健康保険団体連合会に提出する。

(2) 在宅介護への支援

①介護保険制度及びサービス内容の周知をする。

②介護方法及び社会資源の利用についての周知をする。

③県、市町村等が実施する介護セミナー等に参加し、介護者のメンタルケアの充実を図る。

(3) 関係機関との連携

市町村福祉課、地域包括支援センターを始め、各関係機関との連絡を密に行い、円滑且つ効率的な運営を行う。また、介護保険施設その他の保健・医療機関との連携の下、ニーズに沿ったケアマネジメントが行えるよう努める。

(4) 地域との交流・連携

地域における各種行事に積極的に参加し、地域との交流を深める。

3 本年度の目標

(1) 利用者が自立および満足できる在宅生活の支援。

安心して暮らせるよう、その利用者、家族に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、24時間連絡体制により相談に対応する。

(2) 適正なプラン管理，給付管理の実施。

中立公正性の確保，特定事業所集中減算の対象にならないよう留意する。

(3) 質の向上。

介護支援専門員の資質向上の為，各種研修会への積極的参加，主任介護支援専門員のスキルアップを図る。

(4) 地域包括ケアシステム構築への取り組みと地域で信頼される事業所を目指す。

地域ケア会議等に積極的に参加し，多職種連携や社会資源ネットワーク作り，地域の課題の解決に向けて地域包括支援センターと連携して取り組んでいく。

デイサービス敬和の郷

1 事業目的

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し，利用者の立場に立った指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を実施する。また心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的，精神的負担の軽減を図り，利用者の在宅生活を支援し，継続的な質の高い福祉サービスを提供する。

2 運営方針

(1) 事業運営

①通所介護計画に基づくサービス提供

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し，利用者及び家族の意向と状況把握に努め，全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるよう支援する。

②生活相談

利用者及び家族の各種相談に応じ，内容に沿って担当ケアマネージャーと連絡調整を行い利用者の在宅生活を支えるとともに，家族の介護負担の軽減を図る。

③機能訓練

心身機能の維持増進並びに利用者個人の具体的な目標設定を行い，その実現に向けて援助を行う。利用者一人ひとりが一日の過ごし方をそれぞれ自分で決める自己選択・自己決定を基本とし，「手先を鍛えるコース」「身体を鍛えるコース」「脳を活性化するコース」「身体を癒すコース」等数種類のメニューを用意し利用者自ら選択し行動する。

④入浴サービス

利用者個人の状態・希望に，最適な入浴サービスを提供する。必要に応じ在宅での入浴確保のための助言，訓練等を行い，快適な入浴ができるよう環境整備に努める。

⑤食事サービス

利用者個人の状態及び嗜好を把握し，食事内容・形態及び食器の検討を行う。栄養面・食事制限等に配慮しながらも，利用者が食に喜びを感じられる食事サービスを提供する。なによりおいしく，楽しく召し上がっていただくことを基本に援助を行う。

⑥送迎サービス

利用者個人の心身状態及び地理的状況等を考慮した送迎車両・送迎ルートを設定し，無理のない送迎サービスを提供する。また安全第一を念頭に置いた走行，及び車両の定期的な点検・整備を行い利用者の安全確保に細心の注意を払うとともに，車両内外の清掃を徹底し利用者が快適に乗車できるよう努める。

⑦その他日常生活上の援助

利用者個人の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個性を尊重した自立支援を目指しサービス提供を行う。

ア. 移動 歩行の見守り・適切な歩行器具の紹介・車椅子操作の指導及び介助

イ. 排泄 トイレ動作の訓練・見守り・介助・声かけ誘導・おむつ交換

ウ. その他必要な身体の介護

(2) 保健衛生・健康管理

①事業所内の整理整頓・換気、清潔保持、環境美化に努める。

②日頃から感染症の発生動向を把握することで事業所内感染症予防に努めるとともに、発生時の早期対応及び感染拡大防止のための必要な措置を講じる。

③日々を健康で楽しく過ごすために利用者の健康チェック、施設看護職員による健康管理を行うとともに、個々の利用者の健康状態を把握する。また利用者やその家族・関係者との連携を図り、こまめな健康チェック等を行うなどの対応に努める。

(3) 安全管理

①安全で衛生的な生活環境を作り、安心して生活できるように配慮・介助を行い、身体的な変化が見られた場合は、家族に連絡する等の迅速で適切な対応を行う。

②安全対策と危機管理体制の充実を図り、安心・安全な環境を提供する。

(4) 防災計画

防災計画を策定し、定期的に避難及び救出に関する訓練を行うとともに、火災発生の危険のある場所の定期的検査を行い、事故及び災害を未然に防止する。また、施設内物品の適正な配置及び整理整頓に努めるとともに、機械器具の安全管理及び取扱技能を習熟し、安全且つ効率的な作業が行えるよう配慮する。

(5) 関係機関との連携

市町村福祉課、地域包括支援センターを始め、各関係機関との連絡を密に行い、円滑且つ効率的な運営を行う。また、介護保険施設その他の保健医療機関との連携の下、ニーズに沿ったケアマネジメントが行えるよう努める。

(6) 地域との交流・連携

地域における各種行事に積極的に参加し、地域との交流を深める。

3 本年度の活動目標

(1) 利用者個人の有する能力と可能性を「1.引き出す 2.尊重する 3.強化する」ため、利用者の在宅生活がいきいきと張りのある豊かな生活となるよう身体面・精神面・社会参加面等の様々な側面から援助を行う。

(2) 介護予防の観点から利用者とともに一人ひとりの明確な目標を設定し、その実現に向けての取り組みを行う。

(3) 利用者個人の身体的・精神的な状況、状態に即したサービス提供を行い、全ての利用者に満足いただけるよう努める。

(4) 利用者の喜びが職員の喜びとなるよう、より深い信頼関係の構築を図る。

(5) サービスの質の向上。専門性の向上のため積極的に資格取得を目指す。

ホームヘルプ敬和の郷

1 事業目的

要介護状態又は要支援状態にある高齢者の方々に、一人ひとりのニーズに応じて介護保険制度上の適切な訪問介護サービスを提供し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう「自立支援」と「生活の質の向上」を念頭に、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

2 運営方針

(1) 事業運営

- ①事業所の訪問介護員は、利用者の心身の特性及びその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事、その他生活全般にわたる援助を実施する。
- ②訪問介護サービス提供の開始に際し、予めサービス利用者又は家族の方々に、訪問介護事業所のサービスの内容、利用における重要事項について説明し同意を得る。
- ③サービス利用者の心身の状況、ニーズや要望及び介護の状況などを把握し訪問介護計画書を作成する。また日々変化する介護状況の中、よりよいサービスが提供できるよう常に気づきの目を養う。
- ④居宅介護支援事業所・市・医療機関等の関係機関との連携を密にし、地域ニーズの把握に努め在宅福祉サービスの推進に努める。

(2) 保健衛生・健康管理

日頃から感染症の発生動向を把握し感染症予防に努める

(3) 安全管理

安心して生活できるように配慮・介助を行い、身体的な変化が見られた場合は、家族に連絡する等の迅速で適切な対応を行う。

(5) 関係機関との連携

市町村福祉課、地域包括支援センターを始め、各関係機関との連絡を密に行い、円滑且つ効率的な運営を行う。

(6) 地域との交流・連携

利用者と地域の方々との関わりを把握し、利用者が地域と積極的に交流を深める事ができるようサポートする。

3 本年度の活動目標

- (1)サービス内容の質を確保するため、ケアプランに基づき利用者の生活スタイルにあったサービスを提供する。また統一した介護や支援ができるよう、毎月の定例会で介護技術等についての自主研修を行い、サービス提供の質の向上に努める。
- (2)事業所においてケア会議を行い、利用者の持っているニーズの把握や問題等を早期に分析し、解決に向けて取り組んでいく。問題解決に当たっては職員の共通認識のもと申し送りや連絡を密に行う。また他事業所とも連携を取り効率的な支援を目指す。
- (3)コミュニケーションを図ることはもとより、利用者の意思を尊重しながら本人のできることは本人ができるよう支援する。
- (4)一人暮らしや、高齢者世帯の安否確認等を行い安心して生活できるよう支援し、プライバシーや個人情報

の保護に努める。

- (5) 言葉使いには十分注意し、利用者に不快感を与えない。また常にサービスを提供させて頂くという気持ちで接する。
- (6) 地域に密着した、愛され信頼される訪問介護・介護予防訪問介護を目指す。

なんさつ障害者就業・生活支援センター事業計画

1. 目的

障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も重要であり、身近な地域で就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。

このため、就職を希望する障害者、職場不適応により離職した障害者や離職のおそれがある在職中の障害者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

2. 運営方針

(1) 支援対象障害者の把握等

支援対象障害者からの相談を基本におき、関係機関への周知との把握と連携を図り、平素から情報交換を行うこと等により支援対象障害者の把握に努める。

(2) 支援対象障害者に係る状況の把握

相談開始時に、本人や、家族、同行者等から聞き取りを行い当該支援対象障害者の状況を十分に把握するとともに、記録し保管する。

(3) 支援計画の策定

具体的な支援が必要な者については、障害者職業センターの策定した職業リハビリテーション計画に基づいて、支援計画を策定し計画的支援を行う。

(4) 支援対象障害者に対する助言・指導

本人のニーズに応じ、本人の抱えている問題に助言・指導を行い、就業生活における自立に向け、就業面及び生活面から一体的な支援を行う。また、情報の把握を十分に行う。

(5) 関係機関との連絡調整

公共職業安定所、障害者職業センター、障害者職業能力開発校、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校、相談支援事業所、福祉事務所、更生相談所、保健所、精神保健福祉センター、地域産業保健センター、発達障害者支援センター、難病相談・支援センター及び当事者団体との連絡調整を行う。

(6) 基礎訓練の実施

センターにおける職業準備訓練のあっせん及び職場実習の業務を的確に行うため、支援対象障害者との信頼関係の形成、支援対象障害者の能力・特性等の把握を行い、併設施設及び提携施設と連携を図り、基礎訓練を実施する。

(7) 職業準備訓練のあっせん

支援対象障害者に対して、事業所等において具体的な作業に従事させることにより基本的な労働の習慣を体得させることを目的として職業準備訓練のあっせんを行う。

- ① 職業準備訓練は、障害者職業センターによる職業評価を基に策定された職業リハビリテーション計画により実施する。
- ② 職業準備訓練のあっせん先は、障害者職業センター及び事業所とする。事業所については、ハローワーク等の関係機関の協力を得て確保する。

(8) 職場実習のあっせん

基礎的な労働習慣について習得済みである者を対象として、職場への適合性を見極めるための職場実習を
あっせんする。

職場実習のあっせん先事業所については、近隣施設の関連事業所及びハローワーク等の関係機関を通じて
確保する。

(9) 就職に向けた支援措置

求職登録を支援するほか、障害者雇用に伴う事業主への支援制度の説明、そのほか障害者の就職支援のた
めの各種制度の活用について、本人並びに関係機関との、連絡調整を行う。

(10) 各種就職支援措置の活用

労働行政機関における障害者の就職支援のための各種制度を活用し、当該制度に係る関係機関との十分な
連絡・調整を図り、その活用のための支援を行う。

(11) 就職後の職場定着支援

在職中の障害者であって必要な者に対して職場定着のための支援を行う。

職場定着支援に当っては、支援プログラムを作成し、事業主と密接な連携を図るとともに、関係機関との情
報交換を行い状況把握に努め、必要な支援を行う。

(12) 事業主に対する雇用管理に関する助言

事業主が雇用改善の取組を行う必要があると考えられるケースについて、雇用管理に関する助言を行う。

(13) 関係機関や職業リハビリテーションに係る情報の提供

関係機関との連絡調整による関係機関の支援や職業リハビリテーションを受けることについて、本人や
家族の決定の参考とするために必要な情報の提供を行う。

(14) 障害者職業総合センター等による助言、指導その他の援助

障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターにより職業リハビリテーションに関する技術的事
項について助言等を求めるとともに、支援対象障害者に対する指導に関する専門的知識等についての研修
を受講し、事業の充実に努める。

3. 本年度の目標

(1) 精神・発達障害の支援対象者への支援強化

精神・発達障害の支援対象者へ積極的に働きかけ、障害特性に応じて適切な支援が実施できるよう、
丁寧な情報収集と関係機関との連携に努める。

(2) 職場定着支援の強化

職場定着支援の頻度を増やし、課題等の早期発見・早期解決に努め、必要に応じた支援を計画、実
施することで、安定した就労を図る。

(3) 就労支援機関との連携強化

地域の就労支援機関との連携を密に行い、支援に対する共通理解や連携強化を図り、一般就労及び職場
定着支援の充実に努める。

(4) 支援対象障害者の就業及び生活に関する支援活動の実績

支援対象者で就職した者の数が25名以上となるよう努める。

職業準備訓練及び職場実習のあっせんが25件以上となるよう努める。